

栃木県地域防災計画

令和7（2025）年3月修正

栃木県防災会議

計画の構成

1 本編

本県の地域における水害・台風、竜巻等による風害・雪害、火山災害、火災・事故災害、震災の対策及び原子力対策を体系化したものであって、次の各編から構成される。

- (1) 総論
- (2) 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編
- (3) 火山災害対策編
- (4) 火災・事故災害対策編
 - 火災対策
 - 交通事故災害対策
 - 放射性物質・危険物等事故対策
- (5) 震災対策編
- (6) 原子力災害対策編

2 資料編

本編に記載の各種施策等に関連する資料についてまとめたもの。

3 付録

防災に関連する用語の意味及び県等が運用する各種防災計画等の概要についてまとめたもの。

- (1) 用語集
 - ① 自然災害編
 - ② 原子力災害編
- (2) 各種計画等

総論

目次・概要（総論）

第１節	計画の目的、理念等	１
	本計画の目的や理念等について明らかにする。	
第２節	防災関係機関等の責務と業務の大綱	２
	災害に対する予防、応急、復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、県や市町、防災関係機関、県民等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。	
第３節	本県の社会的条件	８
	本県の社会的条件の変化を明らかにし、社会構造の変化に伴う災害態様の多様化等に対応する。	

第 1 節 計画の目的、理念等

【概要】

本計画の目的や理念等について明らかにする。

第 1 計画の目的

栃木県地域防災計画（以下「計画」という。）は、栃木県における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、県、市町、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、県土、県民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 計画の性格

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第40条の規定に基づき栃木県防災会議が策定する計画であり、県、市町、防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定める。

市町、防災関係機関等は、国の防災基本計画に基づくとともに、この計画を踏まえて、具体的計画を定め、その推進を図る。

第 3 計画の構成

この計画は、本県の地域における水害・台風、竜巻等による風害・雪害、火山災害、火災・事故災害、震災の対策及び原子力対策を体系化したものであって、次の各編から構成される。

1 総論

2 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編

3 火山災害対策編

4 火災・事故災害対策編	├── 火災対策
	├── 交通事故災害対策
	└── 放射性物質・危険物等事故対策

5 震災対策編

6 原子力災害対策編

なお、火山災害対策編及び火災・事故災害対策編に特別の定めがない対策については、水害・台風、竜巻等風害、雪害対策編の規定に沿って対応する。

第 4 計画の理念

栃木県では、これまで発生した様々な災害の教訓等を踏まえ、本県における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、栃木県国土強靱化地域計画との整合を図りながら総合的かつ計画的に推進する。

第 5 計画の修正

県、市町、防災関係機関等は、必要に応じ計画の見直し修正を図り、災害対策の確立に万全を期する。

〈資料編 1－1－2 栃木県防災会議運営規定〉

〈資料編 1－1－4 栃木県防災会議委員・幹事名簿〉

〈資料編 1－1－5 栃木県災害対策・危機管理委員会設置要綱〉

〈資料編 1－1－6 栃木県国土強靱化地域計画の概要〉

第2節 防災関係機関等の責務と業務の大綱

【概要】

災害に対する予防、応急、復旧・復興対策が的確、円滑に実施されるよう、県や市町、防災関係機関、県民等の防災に関する責務、災害時に果たすべき役割を明確にする。

第1 防災関係機関等の責務

いっどこでも起こりうる災害による人的被害や経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、県や市町等による「公助」はもとより、県民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティの地縁の助け合いによる「互助」、ボランティアやNPO等の地縁に拠らない連携による「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携を図りながら、日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、地域防災力の向上を図る必要がある。なお、各々の役割については次のとおりである。

1 県

県と県警察は、県の地域、県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、市町や他の防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。また、市町や指定地方公共機関等の防災に関する業務等の実施を助け、調整を行う。

2 市町・消防機関・一部事務組合

市町は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、当該市町の地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施する。

消防機関（消防組織法第9条に規定する機関をいう。以下同じ。）、一部事務組合は、市町の責務が十分に果たされるよう、法令、市町地域防災計画等で処理するよう定められた事項を市町と連携して実施する。

3 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号参照）

指定地方行政機関は、指定行政機関や他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言、その他適切な措置を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第5号及び第6号参照）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、その業務を通じて防災に寄与するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体、防災上重要な施設の管理者

公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

6 県民

自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

〈資料編1－2－1 防災関係機関一覧〉

第2 防災関係機関等の業務の大綱

防災に関し、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務等の大綱は、次のとおりである。

1 県

処理すべき業務等の大綱
災害予防対策 ア 防災に関する組織の整備・改善 イ 防災に関する知識の普及、教育及び訓練の実施 ウ 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 エ 災害危険箇所の災害防止対策 オ 防災に関する施設・設備の整備、点検 カ 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 キ 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 ク 消防防災ヘリコプターの運用、点検 ケ 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 コ 自主防災組織等の育成支援 サ ボランティア活動の環境整備 シ 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表 ス 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 セ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害予防の実施
災害応急対策 ア 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 イ 活動体制の確立、他機関との連携による市町応援体制の確立 ウ 専門家等の派遣要請 エ 災害救助法の運用 オ 消火・水防等の応急措置活動 カ 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 キ 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 ク 緊急輸送体制の確保 ケ 緊急物資の調達・供給 コ 災害を受けた児童、生徒の応急教育 サ 施設、設備の応急復旧 シ 犯罪の予防、交通の規制その他の災害時における社会秩序の維持 ス 県民への広報活動 セ ボランティア受入れに関する情報提供、義援物資・義援金の適切な受入 ソ 県外避難者の受入れに対する総合調整 タ 住民の避難・屋内退避、立入り制限 チ 飲食物の安全性の確認及び摂取制限に関する市町、関係機関等への指示 ツ その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施
災害復旧・復興対策 ア 被災地域の復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 イ 民生の安定化策の実施 ウ 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 エ 除染、放射性物質により汚染された廃棄物の処理 オ 損害賠償の請求等に係る支援 カ 風評被害による影響等の軽減 キ 各種制限の解除 ク その他法令及び栃木県地域防災計画に基づく災害復旧・復興の実施

2 市町・消防機関・一部事務組合

処理すべき業務等の大綱
市町は、法令、市町地域防災計画等により、県に準じた予防、応急及び復旧・復興対策を実施する。ただし、災害救助法適用後は、知事の補助機関として応急対策を実施する。 消防機関、一部事務組合は、法令、市町地域防災計画等で処理するよう定められた事項を市町と連携し

て実施する。

3 指定地方行政機関

機関名	処理すべき業務等の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事 2 他管区警察局及び警察庁との連携に関する事 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関する 事 4 警察通信の確保及び統制に関する事
関東財務局 (宇都宮財務事務所)	1 災害における金融上の措置要請に関する事。 災害発生に際し、必要と認められる範囲内で災害関係の融資、預貯金の払 戻し、中途解約、手形交換の便宜扱い、休日営業、保険金の円滑な支払、保険 料の払込猶予、営業停止等における対応の周知徹底について、金融機関等関 係方面に要請を行う。 2 地方公共団体に対する融資に関する事。 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業のために 災害つなぎ資金(財政融資資金地方短期資金)を融通する。 3 国有財産の管理処分に関する事。 地方公共団体が災害の応急措置の用に供する財産の無償貸付又は一時貸付 など、国有財産に関する所要の措置を行う。
関東信越厚生局	健康福祉に係る事務について、県又は市町に対し、勧告し、指導し、助言し、 その他適切な措置をとること。
関東農政局	1 災害予防 (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施、指導に関す ること。 (2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土 砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備 に関する事。 2 応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ、報告に関する事。 (2) 種もみ、その他営農資材の確保に関する事。 (3) 主要食糧の需給調整に関する事。 (4) 生鮮食料品等の供給に関する事。 (5) 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導、病虫害の防除に関する事。 (6) 土地改良機械、技術者等を把握し、緊急貸出しや動員に関する事。 (7) 農産物等の安全性の確認に関する事。 3 復旧対策 (1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る農地、 農業用施設等について、特に必要がある場合の緊急査定の実施に関するこ と。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。 (3) 風評被害対策に関する事。
関東森林管理局	1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関する事。 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事。 3 国有林林産物等の安全性の確認に関する事。
関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。 2 商工鉱業の従事者の業務の正常な運営の確保に関する事。 3 被災中小企業の振興に関する事。
関東東北産業保安監督 部	1 電力、ガス、火薬類、鉱山等の保安の確保に関する事。 2 鉱山における危害や鉱害の防止に関する事。
関東運輸局 (栃木運輸支局)	1 運輸事業の災害予防に関する事。 2 災害時における物資輸送や旅客輸送を円滑に行うための緊急・代替輸送(迂 回輸送を含む)等に関する指導、調整に関する事。 3 運輸事業の復旧、復興に関する事。
東京管区气象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと。

(宇都宮地方气象台)	2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。 2 災害時テレコム支援チーム（M I C－T E A M）による災害対応支援に関すること。 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。
栃木労働局	1 産業安全（鉱山関係を除く）に関すること。 2 雇用の安定と雇用保険失業給付の特例支給に関すること。 3 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。
関東地方整備局	直轄する河川、道路についての計画、工事、管理を行うほか次の事項に関すること。 1 災害予防 （1）防災上必要な教育、訓練 （2）通信施設等の整備 （3）公共施設等の整備 （4）災害危険区域等の関係機関への通知 （5）官庁施設の災害予防措置 （6）豪雪害の予防 2 災害応急対策 （1）災害に関する情報の収集、予警報の伝達等 （2）水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等 （3）建設機械と技術者の現況の把握 （4）災害時における復旧用資材の確保 （5）災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事 （6）災害時のための応急資機材の備蓄 （7）緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 （8）緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること 3 災害復旧等 災害発生後できる限り速やかに現地調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、再度災害の防止に努めるとともに迅速かつ適切な復旧を図ること。
東京航空局 (東京空港事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。 2 遭難航空機の捜索、救難に関すること。 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
関東地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 3 放射性物質（2011年3月11日の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に限る）による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援 4 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
国土地理院 関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備・提供 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 3 地殻変動の監視
北関東防衛局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

4 自衛隊

機関名	処理すべき業務等の大綱
陸上自衛隊 東部方面特科連隊第2大隊	天災地変その他災害に対して、人命、財産の保護のため必要があり、その事態がやむを得ないと認める場合に、部隊等を救援のため派遣し、応急対策又は応急復旧活動を実施すること。

5 指定公共機関

機関名	処理すべき業務等の大綱
日本郵便(株) (宇都宮東郵便局)	1 郵便事業の業務運行及びこれらの施設等の保全 2 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。 3 災害特別事務取扱い (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛て救援用郵便物の料金免除
日本赤十字社 (栃木県支部)	1 災害時における救護班の編成、医療・助産救護の実施に関すること。 2 災害時における避難所の設置の支援としての生活環境の整備、こころのケアに関すること。 3 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整に関すること。 4 義援金品の募集、配分に関すること。 5 日赤医療施設等の保全に関すること。 6 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。
日本放送協会 (宇都宮放送局)	1 情報の収集 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 2 報道 災害及び気象の予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 3 受信者対策 避難所への受信機、拡声装置の貸与、受信機修理、被災地への情報提供 4 放送通信施設の保守 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守
東日本高速道路(株) (関東支社)	1 高速自動車国道の保全及び復旧に関すること。 2 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること。
東日本旅客鉄道(株) (大宮支社)	1 災害により路線が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を自動車による代行輸送及び連絡社線への振替輸送を行うこと。 2 災害により路線が不通となった場合 (1) 列車の運転整理、折返し運転、う回を行うこと。 (2) 路線の復旧、脱線車両の復線、修理をし、検査のうえ速やかな開通手配をすること。 3 路線、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。 4 死傷者の救護及び処置を行うこと。 5 事故の程度によっては、部外への救護要請や報道機関への連絡を行うこと。 6 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守、管理を行うこと。
東日本電信電話(株) (栃木支店)	1 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備の構築に関すること。 2 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に関すること。 3 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段に関すること。 4 災害を受けた通信設備の早期復旧に関すること。 5 災害復旧及び被災地における情報流通について県民、国、県、市町、ライフライン事業者及び報道機関等との連携に関すること。
東京瓦斯(株)	1 ガス施設の安全、保全に関すること。

(栃木支店) 東京ガスネットワーク ㈱ (宇都宮導管・設備 センター)	2 災害時におけるガスの供給に関すること。
日本通運㈱ (宇都宮支店)	災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応体制の準備、配車に 関すること。
東京電力パワーグリッド ㈱ (栃木総支社)	電力供給施設の災害予防措置や被災状況の調査、その早期復旧に関すること。
東京電力ホールディング ス㈱ 東京電力パワーグリッド ㈱ 日本原子力発電㈱ (東海第二発電所)	1 原子力施設の防災管理に関すること。 2 従業員等に対する教育、訓練に関すること。 3 関係機関に対する情報の提供に関すること。 4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。 5 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。 6 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。 7 県、市町、関係機関等の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。 8 除染、放射性物質により汚染された廃棄物に関すること。
KDDI ㈱ (小山テク ニカルセンター) ソフトバンク (株)	1 通信施設の運用と保全に関すること。 2 災害時における通信のそ通の確保に関すること。
㈱NTTドコモ (栃木支店)	1 移動通信施設の運用と保全に関すること。 2 災害時における移動通信のそ通の確保に関すること。

6 指定地方公共機関

機関名	処理すべき業務等の大綱
東武鉄道㈱ 関東自動車㈱	1 鉄道施設等の安全・保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること。
土地改良事業団体連合 会 ＜土地改良区＞	水門、水路の操作に関すること。
足利ガス㈱ 栃木ガス㈱ 佐野ガス㈱ (株)エナジー宇宙 鬼怒川ガス㈱ (一社)栃木県LPガス 協会	1 ガス施設の安全・保全に関すること。 2 災害時におけるガスの供給に関すること。
(株)栃木放送 (株)エフエム栃木 (株)とちぎテレビ	1 県民に対する防災知識の普及に関すること。 2 情報の収集に関すること。 災害の発生、被害状況、災害対策活動、その他各種情報の収集 3 報道に関すること。 災害及び気象予報、警報、避難・屋内退避、被害状況、官公署通報事項の周知 4 受信対策に関すること。 避難所への受信機、拡声装置の貸与、被災地への情報提供 5 放送通信施設の保守に関すること。 陸上移動局、基地局装置、中継線送出音声調整装置の保守 6 義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
栃木県道路公社	1 有料道路の保全及び復旧に関すること。 2 緊急交通路・緊急輸送路の確保に関すること。
(一社)栃木県トラック 協会 (一社)栃木県バス協会	災害時における貨物自動車等による救助物資、避難者の輸送の協力に関すること。

(一社)栃木県タクシー協会	
(一社)栃木県医師会 (一社)栃木県歯科医師会 (一社)栃木県薬剤師会 (公社)栃木県看護協会 (公社)栃木県柔道整復師会 (公社)栃木県栄養士会	災害時における医療救護活動に関すること。
(福)栃木県社会福祉協議会	被災地における災害ボランティアセンターの設置・運営に関すること。
栃木県石油商業組合	災害時における燃料調達への協力に関すること。
(一社)栃木県建設業協会	被災地における道路、橋りょう、河川等の公共施設の復旧への協力に関すること。

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき業務等の大綱
農業協同組合、森林組合等農林業関係団体	1 市町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力に関すること。 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導に関すること。 3 被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること。 4 協同利用施設の災害応急対策、復旧に関すること。 5 飼料、肥料等の確保対策に関すること。 6 農林水産物等の出荷制限等への協力
商工会議所、商工会等商工業関係団体	1 市町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 災害時における入院患者等の安全確保に関すること。 3 災害時における負傷者等の医療と助産に関すること。 4 被ばく医療への協力に関すること。 5 被災した病院等の入院患者の受け入れに関すること。
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 災害時における入所者の安全確保に関すること。 3 被災した社会福祉施設の入所者の受け入れに関すること。 4 福祉避難所としての施設の提供に関すること。
危険物等施設の管理者	災害時における危険物等施設の安全確保に関すること。

第3節 本県の社会的条件

【概要】

本県の社会的条件の変化を明らかにし、社会構造の変化に伴う災害態様の多様化等に対応する。

第1 人口の状況

1 人口の推移

少子化の進行等に伴い、近年の人口は平成17（2005）年12月1日現在の201万7,664人をピークに減少傾向を示しており、令和2（2020）年10月1日現在の本県の総人口（災害救助法適用基準となる最近の国勢調査の結果による人口）は、193万3,146人となっており、今後も本県人口の減少傾向は続くものと予測される。

(資料：国勢調査、都道府県別将来推計人口[国立社会保障・人口問題研究所])

2 一世帯当たりの平均人員

本県の一世帯当たりの平均人員は、令和2（2020）年10月1日現在2.43人となっており、核家族化の進行等により、高齢者（要配慮者）のみの世帯も増加していくことが考えられる。

○総人口・世帯数

(単位：千人)

区分	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 7	R 2
人口（千人）	1,935	1,984	2,005	2,017	2,008	1,974	1,933
世帯数（千世帯）	574	625	667	709	746	763	797
一世帯当たり人数（人）	3.37	3.17	3.00	2.84	2.69	2.59	2.43

(資料：国勢調査)

3 年齢階層別の状況

少子高齢化の傾向が顕著になり、高齢者（要配慮者）の割合が増加していくことが考えられる。

○年齢階層別人口

(単位：千人)

区分	H 2	H 7	H 1 2	H 1 7	H 2 2	H 2 7	R 2
0～14歳（年少人口）	380	339	307	285	270	253	228
16～64歳 （生産年齢人口）	1,315	1,351	1,352	1,337	1,281	1,204	1,116
65歳以上	239	293	345	391	438	508	554

(資料：国勢調査)

第2 土地利用の状況

本県の昭和50（1975）年以降の土地利用の推移をみると、農用地及び森林の農林業的土地利用が減少し、宅地、道路の都市的土地利用が増加する傾向が続いており、農林業的土地利用と都市的土地利用の構成で、全国平均と比べてみても、本県は都市的土地利用の割合がやや高くなっている。

○県土地利用の推移と現況

(単位：ha、%)

区分	S 5 0（構成比）	S 6 0（構成比）	H 7（構成比）	H 1 7（構成比）	H 2 7（構成比）
農用地	148,500(23.2)	143,700(22.4)	136,600(21.3)	130,000(20.3)	124,500(19.4)
森林	371,600(57.9)	363,000(56.6)	356,800(55.7)	350,900(54.8)	349,500(54.5)
水面・河川・水路	27,900(4.4)	28,900(4.5)	29,900(4.7)	30,000(4.7)	29,900(4.7)
道路	17,400(2.7)	22,300(3.5)	25,000(3.9)	28,500(4.4)	29,200(4.6)
宅地	30,800(4.8)	37,100(5.8)	43,800(6.8)	48,100(7.5)	51,500(8.0)
その他(原野等を含む)	45,200(7.0)	46,400(7.2)	48,700(7.6)	53,300(8.3)	56,200(8.8)
合計	641,400(100)	641,400(100)	640,800(100)	640,800(100)	640,800(100)

(資料：とちぎのとし)

第3 経済・産業の状況

本県の産業構造は、令和3（2021）年度における県内総生産に占める産業別総生産の割合は、第1次産業が1.3%、第2次産業が44.3%、第3次産業が53.5%となっている。産業のソフト化・サービス化が進む中、本県の第2次産業の割合は横ばいとなっており、産業別就業者数も同様な傾向にある。

○産業別総生産額の推移

(単位：億円、%)

区分	H2(構成比)	H7(構成比)	H12(構成比)	H17(構成比)
第1次産業	2,039(2.8)	1,924(2.4)	1,806(2.2)	1,537(1.9)
第2次産業	36,524(49.3)	36,614(45.7)	34,221(41.8)	33,467(40.7)
第3次産業	37,314(50.3)	44,497(55.5)	48,414(59.2)	46,969(57.2)
県内総生産	74,125	80,198	81,835	82,176

区分	H22(構成比)	H27(構成比)	R2(構成比)	R3(構成比)
第1次産業	1,393(1.7)	1,277(1.4)	1,352(1.5)	1,198(1.3)
第2次産業	33,470(40.8)	39,657(43.7)	39,017(43.7)	40,707(44.3)
第3次産業	46,809(57.0)	49,426(54.5)	48,542(54.4)	49,077(53.5)
県内総生産	82,093	90,755	89,265	91,791

(注) 産業別総生産額に控除すべき額を含むため、その合計と県内総生産額は一致せず、構成比の合計も100%にはならない。(資料：とちぎの県民経済計算)

○産業別就業者の推移

(単位：千人、%)

	区分	H2(構成比)	H7(構成比)	H12(構成比)	H17(構成比)	H22(構成比)	H27(構成比)	R2(構成比)
栃木県	第1次産業	102(10.2)	87(8.4)	75(7.2)	69(6.8)	55(5.6)	53(5.5)	48(5.2)
	第2次産業	398(39.7)	389(37.4)	373(36.0)	332(32.6)	300(30.7)	296(30.7)	282(30.4)
	第3次産業	501(50.0)	562(54.0)	583(56.1)	605(59.5)	583(59.6)	579(60.1)	571(61.6)
全国	第1次産業	(7.1)	(6.0)	(5.0)	(4.8)	(4.0)	(3.8)	(3.4)
	第2次産業	(33.3)	(31.6)	(29.5)	(26.1)	(23.7)	(23.6)	(23.0)
	第3次産業	(59.0)	(61.8)	(64.3)	(67.2)	(66.5)	(67.2)	(70.6)

(注) 構成比は就業者数(分類不能の産業を含む)に対するものであるため、合計は100%にはならない。

(資料：国勢調査)

第4 社会構造の変化に対する防災面の対応

1 都市化に伴う防災対策

都市化の進展に伴う、危険地域への居住地の拡大等への対応として、市街地開発事業等による災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用や居住の誘導、危険地域等の情報公開、開発抑制、移転の促進等の各種予防対策を講じる。

2 要配慮者の増加に伴う防災対策

高齢者に代表される要配慮者の増加に伴い、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を他の福祉施策と連携して行うとともに、関連施設における災害に対する安全性の向上を図る。

3 産業構造の変化に伴う防災対策

ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度が増すとともに、これらの施設での災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響を与えることとなる。

このため、これらの施設の耐震化、補完機能の充実等を進める。

4 人的ネットワークの促進

都市化、核家族化等に伴い、住民意識、生活環境が変化し、近隣扶助の意識の低下が見られることから、地域における住民、自主防災組織等の連携強化を促進するとともに、住民参加による防災訓練の実施等を通しての防災意識の高揚を図る。

5 男女共同参画の視点による防災体制の確立

男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。